

## 新ひだか町審議会等に係る委員の公募に関する要綱

平成26年2月27日要綱第4号

### (目的)

第1条 この要綱は、審議会等に係る委員の公募について必要な事項を定めることにより、町民における町政参画の機会を公平に確保するとともに、自発的な町政参画を促し、もって新ひだか町まちづくり自治基本条例(平成25年条例第1号)に基づく協働のまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 審議会等 次のいずれかに該当する組織をいう。

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関

イ 町政に関する意見聴取や情報共有などを主たる目的として、規則、要綱等により設置する委員会、審議会その他の組織

(2) 町民 新ひだか町に住民登録をしている者をいう。

(3) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道企業管理者をいう。

### (公募による委員の選考)

第3条 実施機関は、審議会等の委員を委嘱しようとするときは、その全部又は一部を公募により選考しなければならない。ただし、公募に対して応募が無い場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、審議会等の委員が次の各号のいずれかに該当すると実施機関が認めるときは、公募を行わないことができる。

(1) 法令の規定により委員の資格等が定められているもの

(2) 専門的な知識や経験等を要するもの

(3) 個人のプライバシーに関する事項を取り扱うもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるもの

3 実施機関は、新たに審議会等を設置するときは、あらかじめ公募の実施について企画課に協議しなければならない。

4 実施機関は、前項の事前協議を行ったときは、その結果を踏まえた上で公募の

適否等を判断するものとする。この場合において、委員の公募に関する決裁手続を行う際には、必ず企画課長の合議を受けなければならない。

(公募の実施)

第4条 審議会等に係る委員の公募は、あらかじめ次に掲げる事項を公表し、原則として1月以上の応募期間を設けて実施するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 募集人数
- (3) 任期
- (4) 応募資格
- (5) 応募方法
- (6) 応募期間
- (7) 選考方法
- (8) 職務内容
- (9) 報酬額等
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公募にあたり必要と認められる事項

2 前項の規定による公表は、町広報紙、町公式ホームページその他の広く町民に周知することができる媒体を用い、委嘱予定日の概ね3月前から行うものとする。

(応募資格)

第5条 委員の公募に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 町民になってから3月以上が経過していること。
- (2) 複数の審議会等に公募による委員として所属していないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める応募要件を満たしていること。

2 前項第3号の規定による要件は、当該審議会等の運営に必要な最低限度のものとし、町民が参画しやすくなるような環境づくりに努めなければならない。

(応募方法)

第6条 委員の公募に応募しようとする者は、応募申込書を実施機関に提出しなければならない。

2 前項の応募申込書は、審議会等委員応募申込書（別記様式第1号）を標準様式として実施機関が作成するものとする。この場合において、実施機関が必要と認める場合には、当該書類に必要な資料等を添付させることができる。

(委員の選考)

第7条 実施機関は、前項の規定により応募申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、委員としての適性等を判断するものとする。この場合において、当該応募者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、これを却下するものとする。

- (1) 応募要件を満たしていないとき。
- (2) 公平・公正な議論の妨げになると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が不相当と認めるとき。

2 実施機関は、前項の規定による審査の結果、委員として適当と認めるときは、当該応募者を委員として委嘱するものとする。ただし、適当と認められる者の数が募集人数を超える場合には、次条の規定により選考を行うものとする。

3 実施機関は、前2項による選考が終了したときは、速やかにその結果を応募者に通知するものとする。

(委員の選考)

第8条 前条第2項ただし書に規定する選考は、次に掲げる手法の中から実施機関が適当と認めるものを選択して行うものとする。

- (1) 小論文による選考
- (2) 面接による選考

2 前項各号に規定する手法により選考を実施する期間的な余裕がない場合その他やむを得ない事情があると実施機関が認めたときは、抽選により委員を選考することができる。この場合において、当該抽選に当たっては、当事者立会いのもと、公開で実施するものとする。

(小論文による選考)

第9条 実施機関は、小論文により委員の選考を実施しようとするときは、あらかじめ対象者に小論文のテーマを示し、2週間以上の作成期間を設けてその提出を求めるものとする。

2 前項の規定により小論文の提出を求められた者は、示されたテーマに対する自らの考えや意見等をまとめた小論文を作成し、これを指定された期日までに実施機関に提出するものとする。

3 実施機関は、前項の規定により提出のあった小論文を採点し、順位の高いものから順に、必要数の委員を委嘱するものとする。

4 前項の規定による採点は、3名以上の職員を指定して行うものとし、その順位は平均点により決するものとする。この場合において、当該職員には、主幹職以上の職員を2名以上入れなければならない。

5 前2項の規定による採点は、小論文採点票（別記様式第2号）により行うものとする。

（面接による選考）

第10条 実施機関は、面接により委員の選考を実施しようとするときは、実施期日の2週間前までに対象者に通知しなければならない。

2 実施機関は、対象者の面接結果に基づいて採点を行い、順位の高いものから順に、必要数の委員を委嘱するものとする。

3 前項の規定による採点は、3名以上の職員を指定して行うものとし、その順位は平均点により決するものとする。この場合において、当該職員には、主幹職以上の職員を2名以上入れなければならない。

4 前2項の規定による採点は、面接採点票（別記様式第3号）により行うものとする。

（公募委員情報の登録）

第11条 実施機関は、公募により選考した委員を委嘱又は解任したときは、速やかにその情報を企画課に報告しなければならない。

2 企画課は、前項の規定により報告を受けた情報を台帳等に整理し、公募による委員の委嘱情報を常に最新の状態に保つよう努めるものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、審議会等に係る委員の公募に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

審議会等委員応募申込書

年 月 日提出

応募する審議会等の名称					
ふりがな		性	男	年	年 月 日
氏名		別	女	月日	満
住所					
	(自 ・ 職場 ・ )				
職業					
務	会名				
	所在地				
	号				

応募の 機、まちづくりに対する い

、公募委員として所属している審議会等の名称 応募中のものがあれば、その審議会等の名称も記入 います

考
---

--

別記様式第2号（第9条関係）

## 小論文採点票

採点者 \_\_\_\_\_

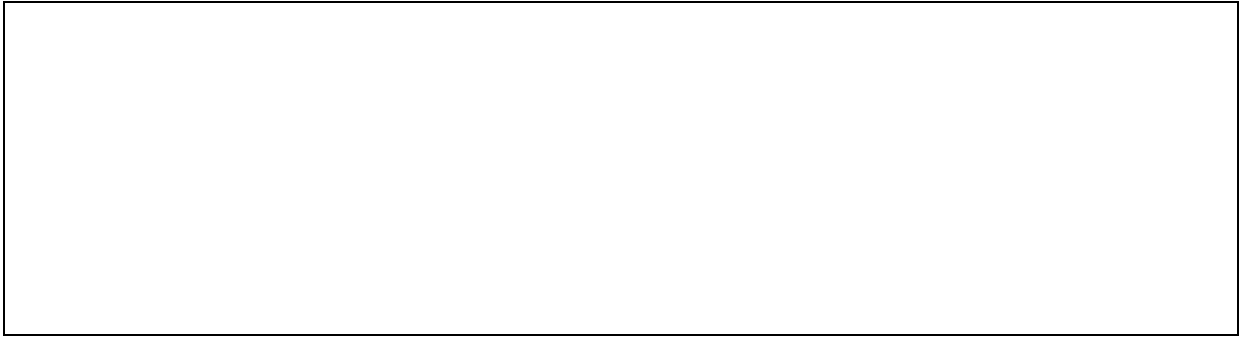
	内 容
対象審議会等	
小論文のテーマ	
作成者氏名等	

採点 （         との点 各10点）

	審査項目	採点
	委員として参画する 意や意 が じられるか。	
	論 が 一 しており、 かりやすいか。	
	指定テーマに対し、どの 度 状を理解しているか。	
	公平・公正な 点を ち、 設的な意見が期 できるか。	
	委員の自 を ち、自らの意見を ることを期 できるか。	
	合	

1人目の採点を全 5点とし、2人目以 の採点は1人目との により行うものとする。

記 事 項
-------



別記様式第3号（第10条関係）

## 面接採点票

面接 \_\_\_\_\_

	内 容
対象審議会等	
対象者氏名等	

採点 （         との点 各10点）

	審査項目	採点
	委員として参画する 意や意 が じられるか。	
	公平・公正な 点を ち、 設的な意見が期 できるか。	
	委員の自 を ち、自らの意見を ることを期 できるか。	
	参画しようとする に関する 状等を理解しているか。	
	面接 の を理解し、適 な ができているか。	
	合	

1人目の採点を全 5点とし、2人目以 の採点は1人目との により行うものとする。

記 事 項